

## 松本市音楽文化ホール登録団体申請（新規・更新）の受付について

松本市では、音楽文化の振興と市民文化の向上を目的として、登録団体の施設利用料減免制度を設けています。

次のとおり令和4・5年度松本市音楽文化ホール登録団体の新規登録及び更新の申請受付を行いますので、希望される団体の皆様は申請書をご提出ください。

### 1 登録団体制度の概要

(1) 「登録団体」は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 音楽文化の振興を図るため、創作・演奏・演劇等の芸術活動を行う、営利を目的としない団体であること。
- イ 音楽文化ホール等、松本市を拠点として定期的に活動している団体であること。
- ウ 構成員のおおむね3割以上が市内に居住し、通勤し、または通学する者で構成する団体であって、広く地域住民を加入対象とする団体であること。
- エ 原則として、団体の会則、組織の定款等を定めている団体であること。
- オ その他市長が適当でないと認める団体でないこと。

※ 各種学校、教室、塾、道場など営利目的の団体及び企業内活動等は除きます。

(2) 減免内容

- ア ホール及び練習室の施設利用料が、30%減免されます。
- イ 練習及びリハーサルの際に楽器使用料が、50%減免されます。

※ 登録団体が使用する際の減免適用については、同団体が主催し、出演する事業であり、かつ、同団体が主体となる催事又は練習であるものに限りません。

登録団体以外の団体又は個人が主となる催事等に、登録団体が出演する場合や、団員個人等がリサイタル等を行う場合は、減免の対象となりません。

(3) 登録有効期間

令和4年4月1日から2年間

### 2 当施設登録団体の新規及び更新の申請手続きについて

(1) 受付開始日時

令和4年3月1日（火）から ※ 原則として、9時から17時まで  
月曜日休館日（月曜日が休日にあたる場合は、翌日が休館日です。）

※ 令和2・3年度ホール登録団体の方で、引き続き令和4年4月1日（金）から登録団体として活動されたい場合は、令和4年3月20日（日）までに申請書類等をご提出ください。

(2) 申請方法

申請に必要な書類をご用意いただき、持参・郵送・FAX・メールのいずれかの手段でご提出ください。

- ※ 登録団体申請書は、ホールのホームページからダウンロードすることが出来ます。また、当施設事務室で受け取ることも出来ます。
- ※ 新規申請の場合、当施設職員との面談が必要です。予め来館時間をご連絡のうえ、直接ご持参ください。
- ※ 更新申請の場合も、必要に応じ面談させていただくことがあります。

(3) 提出書類

ア 登録団体申請書

- ※ 団体名・代表者名には必ずふりがなを振ってください。
- ※ 訂正する場合は、誤字を二重線で消し、近くの空欄に正しくご記入ください。

イ 添付書類：構成員の名簿等、会則・定款等、活動計画書、予算書等、その他参考資料

- ※ 予算書をご用意できない場合は、決算書を添付ください。
- ※ 添付書類の「構成員の名簿等」とは、本紙 1(1)ウの事項に該当する団体であるか否かを確認するために使用します。そのため、構成員の居住地、通勤地又は通学地が松本市内であるか否かが分かる記載であれば必ずしも住所でなくても差し支えありません。また、松本市内の方の割合を算出し、記入いただいても構いません。

複数の団体が在籍している連合団体の場合も、各団体に所属している各構成員の状況をご確認いただき、反映させたものをご提出ください。

【名簿等の記載例1】

氏名	居住地、通勤地又は通学地	
松本 太郎	松本市〇〇◆◆番地	} ←居住地、通勤地又は通学地のいずれかが松本市の場合。
音文 太郎	松本市	
音文 花	安曇野市	} ←居住地、通勤地又は通学地のいずれも松本市でない場合。
城 真衣	松本市外	

※ 市町村名のみでなく、番地等までご記入いただいても構いません。

【名簿等の記載例2】

居住地、従業地又は通学地の市町村名	割合
松本市	70%
その他	30%

3 お問い合わせ及び提出先

〒390-0851 松本市島内4 3 5 1 番地 松本市音楽文化ホール

TEL : 0263-47-2004、FAX : 0263-47-2383、E-mail : info@harmonyhall.jp